

平成20年（た）第1号 住居侵入・強盗殺人・放火再審被告事件

被告人 袴田 巖

バッジを外す指示に対する意見書

2024年5月10日

静岡地方裁判所刑事部合議係 御中

主任弁護士 小川 秀世



第1 意見の趣旨

袴田サポーターズクラブのバッジについて、補佐人、弁護士、傍聴人が法廷で装着することを認めていただきたい。

第2 意見の理由

1 袴田サポーターズクラブのバッジ（以下「本件バッジ」という。）は、袴田巖氏を物心等さまざまな形で支えている方たちのバッジである。バッジには、中央に赤い椿の花、周囲に「HAKAMATA SUPPORTERS CLUB 幸せの花」と文字が書かれている。したがって、上記記載は、所属を示すだけの意味しかなく、裁判所等に対する要求等が記されているわけではない。また、上記文字は、バッジ装着者と向かい合った人からみても、まったく読むことができないような記され方である。

したがって、要求内容が記載されておらず、そもそも文字を読むこともできないのであるから、本件バッジは、一般的に法廷での装着が禁じられているゼッケン、はちまき等とはまったく違っている。

2 また、補佐人、弁護人、傍聴人は、これまで14回の公判期日のうち少なくとも13回までは、本件バッジを外すように裁判所から指示されたことはなく、補佐人、数名の弁護人及び数名の傍聴人が装着したまま在廷していた。

その結果、上記装着によって何らのトラブルもなかったことは、裁判所もよく理解されているはずである。にもかかわらず、現段階になって、裁判所が本件バッジを外さねばならないと指示をすることは、まったく理由がないというべきである。

3 以上のとおり、公判審理にまったく影響がないことが明らかであるにもかかわらず、弁護人、傍聴人らの身につけるものまで指示することは、裁判所として、過剰に神経質な対応ではないかと思料する次第である。

袴田氏を被告人とする本再審公判は、日本さらには世界中から注目されており、皆、袴田巖氏、袴田ひで子氏らを暖かく見守っています。そうであるからこそ、弁護人は、裁判所に対して、本件について柔軟な対応をしていただくことを求めるものです。